

国及び神奈川県における受動喫煙防止対策の設備整備に係る助成制度について

区分		国（補助）	県（融資・利子補給）		
融資・補助	問い合わせ先	厚生労働省神奈川県労働局健康課 電話045(211)7353	神奈川県健康増進課（横浜市、川崎市） 各保健福祉事務所（上記以外の所管区域）		
	内容	受動喫煙防止対策助成金 1/2助成（上限200万円）	フロンティア資金（分煙設備等整備融資） 金利2.1%以内（上限2,500万円）		
	目的	事業場における受動喫煙防止対策を推進すること。	分煙設備等の整備を行う中小企業者の設備投資に係る負担軽減を図る		
	対象者	喫煙室	1～4のいずれにも該当する事業主 1 労働者災害補償保険適用事業主 2 次のいずれかに該当する中小企業事業主 ①卸売業 100人以下 1億円以下 ②小売業 50人以下 5千万円以下 ③サービス業 100人以下 5千万円以下 ④上記に該当 300人以下 3億円以下 しない業種 ※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。 ※人数…常時雇用する労働者数 金額…資本金 3 当該事業所内に一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じること 4 上記3の措置を講じた区域以外を禁煙とすること	県内において同一事業を1年以上継続して行っている中小企業者であって、常時使用する従業員の数が30人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、10人。ただし、医業を主たる事業とする法人（会社を除く）及び中小企業信用保険法施行令第1条の2各号に掲げる業種（宿泊業・娯楽業）にあっては、30人）以下の者	
		換気装置	労働基準法別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営んでいる中小事業主のみ対象。		
	対象経費	喫煙室	要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費、機械設備費など） ※喫煙室の要件 喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていること。 なお、すでに設置している喫煙室について、本要件を満たすために改修などを行う場合も対象。	① 喫煙所を設置するために必要な経費 ② 喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割するために必要な経費 ①、②ともに仕切りや排気設備設置工事及び仕切りに開口部分がある場合に喫煙区域等の方向に0.2m/s以上の風の流れを生じさせるための経費	
		喫煙所外	要件を満たす屋外喫煙所（閉鎖系） ※喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しないこと。		
		換気装置	要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費、機械設備費など） ※換気装置の設備などの要件 喫煙区域の粉じん濃度が0.15（mg/m <sup>3</sup> ）以下、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3×n（m <sup>3</sup> ）となるよう設計されていること。なお、本要件を満たすために改修などを行う場合も対象。		
	対象となる設備等	喫煙室（所）	仕切り	○ 喫煙室とその他の部分を分けるためのもので、開口部分の有無は問わない。	○ 喫煙区域と喫煙禁止区域を分けるためのもので、開口部分の有無は問わない。
			排気設備	○ たばこの煙を屋外に排気するもので、喫煙室の入口において喫煙室内に向かう0.2m/s以上の空気の流れが必要。	○ たばこの煙を屋外に排気するもので、仕切りに開口部分がある場合は、喫煙区域方向に0.2m/s以上の空気の流れが必要。
単独空気清浄機			○ 本体工事に係る付帯工事で、要件を満たすために必要と認められた場合、対象となる。	× たばこ煙成分のうちガス状物質の除去はできないため。	
空調機器等			○ 本体工事に係る付帯的な設置としてのみ対象となる。 既存の喫煙室にエアコンを設置するのみの事業内容は、対象外。	○ 本体工事に係る移設・新設等の付帯工事であることが必要。	
その他			その他、付帯工事については、労働局へご照会ください。	その他、付帯工事については、県健康増進課へご照会ください。	
喫煙室以外の喫煙区域		喫煙区域における受動喫煙を防止する措置として、喫煙区域の粉じん濃度が0.15（mg/m <sup>3</sup> ）以下になるよう設計されていること、又はn席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3×n（m <sup>3</sup> ）となるよう設計されていること。	仕切り・排気設備・空気清浄機等の条件については、対象経費と同様。		
備考	※ 助成の要件として、工事着工前に支給決定を受ける必要があるため、工事着工の1か月前までに申請すること。 ※ 手続きの流れは、パンフレット等参照。	ほかに、日本政策金融公庫が、受動喫煙防止設備（振興事業貸付）を行っている。			
利子補給		上記の県と公庫の融資を受けた事業者に対し、その融資の融資利率の1/2以内			

注) 「○」は対象となる場合 「×」は対象とならない場合

## 分煙設備の整備に係る補助金(国)、融資・利子補給制度(県)の利用状況について

### 1 受動喫煙防止対策助成金の支給状況(国)

都道府県	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額
神奈川県	0	0	2	651	6	7,437	11	14,080	20	24,150
東京都	3	2,014	7	5,384	21	24,137	38	44,272	—	—
埼玉県	1	393	0	0	7	6,934	4	5,307	—	—
千葉県	1	1,037	2	2,513	12	12,219	7	8,926	—	—
兵庫県	0	0	32	23,760	18	26,880	28	30,890	—	—

(単位：千円)

※平成23年度～平成26年度は厚労省HPからの転記による。

※平成27年度の神奈川県の結果は労働局からのヒアリング結果による。

(参) 平成23年度～平成26年度累計結果

○ 交付件数

順	都道府県	交付件数
1	大阪府	116
2	兵庫県	78
3	北海道	76
4	東京都	69
5	福島県	38
19	神奈川県	19

○ 交付額

順	都道府県	交付額
1	大阪府	159,523
2	北海道	93,495
3	兵庫県	81,530
4	東京都	75,807
5	栃木県	43,708
16	神奈川県	22,168

(単位：千円)

### 2 融資・利子補給制度の支給状況(県)

		A社	B社	C社	D社	合計
営業形態		飲食業	宿泊業	飲食業	飲食業	—
融資額		800千円	4,400千円	4,400千円	2,100千円(予)	—
工事内容		喫煙所	分煙設備	分煙設備	分煙設備	—
支給額 (年度別・円)	H22	¥4,346	¥26,106			¥30,452
	H23	¥907	¥36,472	¥22,763	平成28年度に申込みがあり、平成28年度から支給予定	¥60,142
	H24		¥28,456	¥37,149		¥65,605
	H25		¥26,440	¥27,716		¥54,156
	H26		¥25,336	¥15,212		¥40,548
	H27		¥10,008			¥10,008
計		¥5,253	¥152,818	¥102,840		¥260,911
備考		H23年度で終了	H27年度で終了	H26年度に譲渡したため、H26年度で打ち切り(当初はH28年度まで)	H28年度新規申込み	—

受動喫煙防止対策助成金 都道府県別利用状況 (国)

		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		累計	
		交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額
1	北海道	1	207	1	2,000	22	25,589	52	65,699	76	93,495
2	青森	0	0	0	0	2	2,808	5	6,530	7	9,338
3	岩手	0	0	0	0	6	5,798	4	2,515	10	8,313
4	宮城	1	551	3	3,018	6	8,416	14	12,101	24	24,086
5	秋田	0	0	0	0	1	1,000	6	4,799	7	5,799
6	山形	3	891	3	1,859	8	4,492	16	14,583	30	21,825
7	福島	0	0	2	507	17	15,623	19	17,821	38	33,951
8	茨城	0	0	5	7,923	10	9,817	16	17,461	31	35,201
9	栃木	0	0	2	1,703	12	18,168	17	23,837	31	43,708
10	群馬	0	0	1	268	5	6,828	17	22,101	23	29,197
11	埼玉	1	393	0	0	7	6,974	4	5,307	12	12,674
12	千葉	1	1,037	2	2,513	12	12,219	7	8,926	22	24,695
13	東京	3	2,014	7	5,384	21	24,137	38	44,272	69	75,807
14	神奈川	0	0	2	651	6	7,437	11	14,080	19	22,168
15	新潟	0	0	2	1,311	9	8,069	12	7,307	23	16,687
16	富山	0	0	0	0	4	3,672	11	9,117	15	12,789
17	石川	0	0	1	200	4	2,818	10	8,759	15	11,777
18	福井	0	0	1	523	15	14,110	9	7,274	25	21,907
19	山梨	0	0	2	2,400	2	2,891	0	0	4	5,291
20	長野	1	587	4	2,394	11	9,435	19	17,485	35	29,901
21	岐阜	1	662	0	0	3	1,619	5	4,780	9	7,061
22	静岡	0	0	0	0	4	4,954	14	20,186	18	25,140
23	愛知	1	228	0	0	12	11,937	21	17,286	34	29,451
24	三重	0	0	2	537	4	4,700	5	6,573	11	11,810
25	滋賀	0	0	1	570	2	2,247	6	8,870	9	11,687
26	京都	1	747	0	0	3	4,144	8	7,796	12	12,687
27	大阪	1	1,477	2	1,660	41	46,068	72	110,318	116	159,523
28	兵庫	0	0	32	23,760	18	26,880	28	30,890	78	81,530
29	奈良	0	0	0	0	4	5,052	2	3,246	6	8,298
30	和歌山	0	0	0	0	2	2,455	4	4,321	6	6,776
31	鳥取	0	0	0	0	3	2,129	6	6,096	9	8,225
32	島根	1	2,000	1	500	4	3,381	3	2,988	9	8,869
33	岡山	0	0	0	0	1	472	9	8,100	10	8,572
34	広島	0	0	1	583	8	6,657	9	12,018	18	19,258
35	山口	0	0	0	0	23	21,266	7	6,524	30	27,790
36	徳島	0	0	0	0	2	2,081	1	432	3	2,513
37	香川	0	0	0	0	3	2,839	4	3,721	7	6,560
38	愛媛	0	0	1	918	1	454	0	0	2	1,372
39	高知	0	0	0	0	1	2,000	1	880	2	2,880
40	福岡	1	448	2	1,239	11	13,699	11	11,839	25	27,225
41	佐賀	0	0	0	0	0	0	5	4,699	5	4,699
42	長崎	0	0	0	0	2	948	4	2,527	6	3,475
43	熊本	1	740	2	382	8	10,394	9	10,424	20	21,940
44	大分	0	0	0	0	1	1,083	9	7,637	10	8,720
45	宮崎	0	0	0	0	1	593	4	7,104	5	7,697
46	鹿児島	0	0	0	0	5	5,107	9	10,036	14	15,143
47	沖縄	0	0	0	0	0	0	1	659	1	659
合計		18	11,982	82	62,779	347	373,460	544	619,924	991	1,068,145

交付額の単位は千円。

※:平成23年度は10/1～3/31の半年間の実績(制度開始が10/1だったため)  
 平成25年度は5/16～3/31の約11ヶ月の実績(予算成立の翌日から受付を開始したため)